# 碧南市地域防災計画の主な修正事項(案)

### 1 趣旨

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画である。これらに掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされている。

## 2 修正の方針

- (1) 愛知県の地域防災計画の修正の反映
  - ア 愛知県の取り組みに係る修正
  - イ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正
  - ウ 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等による修正
- (2) 碧南市各部局における活動の反映、その他表記の整理

#### 3 主な修正点

(1) 地震・津波編(案)

ア 碧南市組織改正に伴い、担当部局の変更、各部局の名称の変更(市)

本編P. 64、86他

- イ 防災ボランティア活動の支援について、記述の追加(県) 本編P.26
  - (ア) 連携体制の確保として、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び 防災関係団体との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等 とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。
  - (4) 市における措置として、自主防災組織が防災に関する各団体と顔の見える 関係を構築することを推進する。
- ウ 要配慮者支援対策(市) 本編 P. 74 避難行動要支援者名簿の提供先について、町内会を追加。

## (2) 風水害編(案)

ア 河川防災対策(県)

- 本編 P. 23
- (f) 
  †別ではいる水災の危険の周知等の記述を追加 (f) 水災害連携の連絡会・協議会についての記述を追加
- 本編 P. 23
- イ 浸水想定区域内の要配慮者施設についての記述を追加(県) 本編P.74 なお、土砂災害警戒区域についても同様の修正を行っているが、現時点で碧 南市における土砂災害警戒区域内に要配慮者施設は存在しない。
- ウ 十砂災害の防止について、文章の修正及び指定区域の見直しについての記述 本編 P. 32 を追加。(県・市)
- 工 交通関係施設対策(県・市)

本編 P. 48

山間道路についての記述が追加されたが、碧南市内には存在しない。その旨を 併記。

## (3) 資料編(案) (市)

- ア 資料3-2 排水機場施設一覧表他 蜆川排水機場の追加
- イ 資料7-3 市内給食設備所有施設 市の施設以外のものを削除
- ウ 資料8-1 一時退避場所及び火災時退避場所他 一時退避場所の加除

追加 児童養護施設オリーブ

DCMカーマ碧南店屋上

削除 中部電力㈱たんトピア

- エ 資料8-2 市の指定する避難所他 指定避難所の追加 中部公民館を新たに避難所として指定
- オ 資料9-1 市内の医療機関 表の整理
- カ 資料11-1 災害の記録 過去の地震に本年度発生した2つを追加 大阪北部を震源とする地震

平成30年北海道胆振東部地震

- キ 資料12-11 大規模災害時における応急措置資機材の提供等に関する 協定 組合員の確認・修正
- ク 下記の協定の追加
  - 資料12-53 消火活動支援及び生活用水確保に関する協定
  - 資料12-54 災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集及び情 報連携に関する協定
  - 資料12-55 災害救助物資の緊急調達等に関する協定
  - 資料12-56 災害時における食料品・飲料品等の提供並びに談話室の管 理に関する協定
- ※(県)県の改正によるもの、(市)市の改正によるもの